

札幌市立北野台中学校 いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）4月改訂

札幌市立北野台中学校

はじめに

平成25年6月28日公布、同9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の第13条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の方針」という。）や「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市の方針」という。）に基づいて、本校におけるいじめ防止基本方針を定める。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（「法」第13条）

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の関連の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 「札幌市立北野台中学校 いじめ防止基本方針」策定の基本方針

「法」の公布に伴って、札幌市立北野台中学校（以下「本校」という。）の学校教育目標および学校経営方針等の基本理念を基にいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、このいじめ防止基本方針は定期的に検証及び評価し、必要に応じて見直し、公表する。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ

じているものをいう。

※1 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※2 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※3 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（「法」第2 条）

（2）いじめの基本的理解

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- ①いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- ④発達障害を含む障がいのある生徒については、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（3）いじめの禁止

生徒はいかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。

(4) 本校及び教職員の責務

基本理念に則り、生徒およびその保護者、その他関係者との連携を図り、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめの克服等の必要な措置を講ずる。

(5) 保護者の責務

生徒の保護者は、各自が保護する生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための教育およびその他必要な教育を行う。また、その保護する生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。さらに、いずれの場合も、本校がいじめ防止に関わり講ずる措置に協力するように努力する。

第2章 いじめの防止等のための取組

1 子どもの権利条例の理念を踏まえた取組

(1) 生徒の意見を大切に取る取組を行う

○本校生徒一人一人がいじめ問題について考え、生徒会や委員会活動等において、全員が自分の意見等を発信する場を設ける。

(2) 生徒が安心して生活できる環境作りを行う

○学校は生徒に対して「いじめは絶対に許さない」、「いじめられている立場に立って考える」という姿勢の下、生徒の発達段階に応じて適切に指導する。

○「いじめは絶対に許さない」「いじめられている立場に立って考える」という学校の姿勢を明確に生徒に伝え、安心して生活できる環境作りを行う。

2 いじめの未然防止の取組について

(1) 「いじめ」についての理解を深める

○教職員と生徒は、常日頃から「いじめとは何か」について、認識を共有し、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気作りを行う。

○教職員は生徒が「いじめていたという認識はなかった」ということのないよう、「してはいけないこと」を具体的に意識付けしていく。

(2) いじめられている生徒の気持ちを理解する

○道徳の時間や特活などで、いじめられている生徒の気持ちを理解できる「心」を育てていくとともに、その気持ちを理解することで、いじめを許さない風土を作る。

○いじめられている生徒は一人で悩みを抱え、そのためにいじめが深刻化する場合があるので、誰かに相談することの大切さを日頃から生徒に伝え、相談しやすい雰囲気を作る。

(3) いじめている生徒の指導、支援もきめ細かに行う

○いじめられている生徒ばかりではなく、いじめた側の生徒や保護者、周辺の教職員や生徒からも話を聞き、背景を丁寧に把握して個に応じた指導をしていく。

(4) 豊かな心を育てる取組

○生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- ピア・サポート等の活動を通して、人間関係の基本的なコミュニケーションスキルを身に付け、心が通い合う人間関係を築く素地や心を育てていく。
- 日常の場面でその機を逃さず、一人一人の「違い」や「存在」を理解し、互いを認め合える態度や能力、資質を育てていく。
- 委員会や生徒会、学級活動を通して、生徒が主体的に活動することによって、一人一人が仲間や大人から認められている、大事にされているということ（自己有用感）を感得できる機会や場、時間などを工夫する。
- 2学期の「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の他、講演会等を通して、命の大切さや情報モラル等について考えさせる。
- 生徒及び保護者並びに教職員等に対するいじめを防止することの重要性を理解するため啓発その他必要な措置等を行う。また、いじめを防止するため、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動への支援を行う。

(5) ネットいじめの未然防止

- ネットいじめの特徴を生徒や保護者へ注意喚起する。
- 警察署員や教育委員会が委託するネットパトロール業者等による生徒や保護者向け安全教室や教職員向け研修会を実施する等情報モラル教育を充実する。
- 保護者が子どもにスマートフォン等の利用について家庭での「ルールづくり」に向けた情報提供を行う。
- 家庭内において子どものネット利用を見守るとともに、子どもがネットで困ったときには、すぐに相談するよう促す。

3 いじめの早期発見について

(1) 教職員がいじめを積極的に認知する

- 「いじめはどの生徒にもどこの学校にも起こりうる」「いじめは見つけにくい」という認識をもって、生徒をきめ細やかに観察し、生徒が発する小さなサインや不安、悩みにいち早く気付く努力をする。
- 些細な兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いをもつなど、日常的な観察や声かけ等の関わりにより、子どもの変容を見出すことに努める。
- 日常から教職員全体で、生徒に関する情報を共有する。また、家庭からの情報を集め、協力等についても保護者にお願いする。

(2) アンケートや教育相談の計画的な推進

- アンケートや教育相談を計画的に実施し、定期的に子どもの様子を客観的に把握する。
- いじめに係る相談体制を整備する。

(3) 生徒、保護者からの訴えに速やかに対応する

- 生徒及びその保護者からのいじめに関する訴えがあった場合は、速やかに対応し、事実確認を行う。

4 いじめの早期対応について

(1) いじめの事実確認

○生徒への聴き取りについては、生徒の精神的な負担が伴うため、対応する教諭、対応する時間及び場所等について十分配慮する。

○事実確認と指導は明確に区別し、事実確認にあたっては、温かな気持ちで中立的な姿勢で聴き取りを行う。

(2) 被害生徒への対応

○心のケアについて、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら行う。

○いじめの再発に向けて、不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

(3) 加害生徒への対応

<教育的指導>

○いじめの行為についての指導を行う。

○今後の学級、教室以外や校外における生活の指導を行う。

○警察、児童相談所など関係機関との連携を図る。

○他校の生徒との間のいじめの場合は、他校との連携のもと慎重に行う。

<法的措置>

○学校が事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認識した場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

(4) 周囲の生徒に対する指導

○はやし立てたり、見て見ぬ振りをすることは、いじめを深刻化させることになること改めて指導する。

○いじめを受けた生徒と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を生徒のプライバシーに十分留意して行う。

(5) 保護者への対応

○速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。

○情報がもたらされた経緯によるが、原則として、事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないよう留意する。

○いじめられた子どもの保護者には、家庭訪問等により直接会って、途中段階であっても事実関係を迅速に伝える。また、対応策について丁寧に説明し、了承を得られるよう努める。

(6) 教育委員会への報告

○学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について必要に応じて適宜報告するとともに、対応について助言を得る。

5 いじめの解消・再発防止について

(1) いじめの解消

○いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会（後述）において行う。

いじめが解消している状態とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) いじめの再発防止

- 関係生徒への指導と見守りを継続する。
- 認知から解消までの経過を振り返り、指導・支援体制に修正を加える。
- 必要に応じ、被害生徒・保護者の了承を得て学級・学年・全校指導を行う。

6 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

(1) いじめ防止対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（「法」第22条）

①いじめ防止対策委員会の構成員について

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- 構成員は、管理職、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察関係者、教育学者などの外部関係者とする。

②いじめ防止対策委員会の会議について

- いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があるため、構成員が全員そろわない場合でも出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- いじめの認知及び解消については、担任などの個人に委ねることなく、全ていじめ防止対策委員会で判断する。
- 月に1回、定例の会議を開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。